

介護予防支援事業所 運営規定

<令和6年6月1日 現在>

1 法人 社会福祉法人 弘優尽会 理事長 萩原 章弘

2 管理者 飯塚 理加

3 介護予防支援事業所けやきホームズの概要

(1) 介護予防支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	南区西部圏域地域包括支援センターけやきホームズ
所在地	さいたま市南区四谷2丁目10番17号 寺本ビル1階、2階
介護保険指定番号	1106500208号
指定年月日	平成18年4月1日
サービス提供地域	さいたま市南区西部圏域
管理者	飯塚 理加

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名(兼務)		1名(兼務)
保健師		1名	1名
社会福祉士等	3名	1名	4名
主任介護支援専門員	1名(兼務)		1名(兼務)
介護福祉士	1名		1名

(3) 営業時間

平日	午前9時00分～午後5時00分 (12月29日～1月3日は休業)
土・日・祭日	電話相談のみ

*緊急連絡電話 048-710-7555

*ホームページ <http://www.koyuzinkai.com/>

4 事業目的

当事業所は、介護保険法等の関係法令及びさいたま市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱等に従い、利用者に対し、要介護状態の予防と、可能な限り居宅において自立した日常生活を営み続けるために利用者の選択に基づいて必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、介護予防サービス・支援計画書を作成します。

また、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。

5 運営方針

地域社会に密着した誰からも愛されるセンターを目指していきます。

安全で温かみのある明るい交流の場所を目指していきます。

6 サービス内容

- (1)利用者自らが要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、その上で利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、これに基づいてサービス提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2)介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の生活機能の状況等を勘案し、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3)介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- (4)利用者は介護予防サービス・支援計画書に位置付けるサービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所を介護予防サービス・支援計画書に位置付けた理由を求めることができます。
- (5)介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (6)利用者に病院または診療所に入院する必要がある場合、利用者やその家族は当該病院または診療所に、事業者の担当者または居宅介護支援者の介護支援専門員の氏名および連絡先等を伝えるものとします。
- (7)介護予防サービス・支援計画書の作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (8)前項の介護予防サービス・支援計画書の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

7 利用料金

(1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担金はありません。ただし、保険料の滞納等により、給付制限を受けた場合は、法定代理受領ができなくなるため、下表の料金をいただきます。

サービス内容	料金
介護予防支援費（1）又は介護予防ケアマネジメント費	4,884円
高齢者虐待防止措置未実施減算適用 介護予防支援費（1）又は介護予防ケアマネジメント費	4,839円
業務継続計画未策定減算適用※1 介護予防支援費（1）又は介護予防ケアマネジメント費	4,839円
高齢者虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算適用※1 介護予防支援費（1）又は介護予防ケアマネジメント費	4,795円
初回加算	3,315円
委託連携加算※2	3,315円

※1 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※2 委託連携加算の算定についてはさいたま市の算定基準に従うこととする。

(2) 当事業所の担当者もしくは居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

8 秘密保持

- (1) 当事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 当事業所は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- (3) 当事業所は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

9 緊急時及び事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、サービス提供にあたり体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。
- (2) 当事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

また、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

- (3) 当事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10 虐待防止について

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 当事業所において、従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に年1回以上実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

11 業務継続計画策定について

当事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的実施します。感染症や災害時には計画に従って速やかに必要な措置を講じます。

12 サービス内容に関する苦情・相談窓口

苦情解決責任者	法人代表 萩原 淳子	(電話番号 048-710-6888)
苦情受付担当者	清水 美里	(電話番号 048-710-6888)
	小泉 明子	(電話番号 048-710-7555)
	飯塚 理加	(電話番号 048-710-7555)
第三者委員	高坂 典之	(電話番号 048-863-8846)
	石田 寿美	(電話番号 048-861-2334)

本施設のほか、公的な相談窓口があります。

さいたま市 介護保険課	電話番号 048-829-1264
	048-829-1265
さいたま市 高齢福祉課	電話番号 048-829-1259
南区 高齢介護課	電話番号 048-844-7178
埼玉県国民健康保険団体連合会	電話番号 048-824-2568